

第 1 5 9 回

群馬県都市計画審議会

議 事 録

開催日時	平成 2 3 年 1 1 月 1 0 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 ~ 1 5 時 4 5 分
場 所	群馬県庁 2 8 階 281-B 会議室

第159回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成23年11月10日(木) 午後1時30分～午後3時45分
- 2 場 所 群馬県庁(28階)281-B会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、森田哲夫、田中麻里、日垣由美、
下保 修(代理 岡村和男)、宮坂 亘(代理 對馬静雄)、
星名建市、笹川博義、小川 晶
- 4 欠席委員 原田寛明、木村 榮、小山 洋、宮前鍬十郎、織田沢俊幸、吉田達哉
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 荒巻課長 高坂次長 今井次長
建築住宅課 石山次長
- 6 議案
第1号議案 前橋都市計画区域内(西大室町)産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第159回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

それでは、定刻前ではございますけれども皆様お揃いでありますので、第159回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、都市計画課長の荒巻でございます。よろしくお願いいたします。まず、委員の皆様の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在9名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。それでは、開会にあたりまして、丸山会長から、ご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第159回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の、審議議案は前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についての1件です。審議議案に関連して、関係者の意見陳述を予定しています。関係者の意見陳述の後、議案の審議を行うこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いします。今回は田中委員と森田委員をお願いいたします。

3 議事

(議長)

これより議事に入ります。まず、関係者の意見陳述とその後の議案の審議について、傍聴を認めるか否かについて、ご検討をお願いします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

関係者の意見陳述については、群馬県情報公開条例第14条に規定する個人に関する情報が陳述される可能性があることから非公開、その後の議案の審議については、参考資料の中に、群馬県情報公開条例第14条に規定する個人に関する情報が含まれておりますが、審議にあたりまして、個人情報伏せてご審議いただくことで、公開が可能であると考えます。従いまして、関係者の意見陳述については非公開、議案の審議については公開審議とすることをご提案します。

(議長)

ただ今の説明のとおり、関係者の意見陳述については非公開、議案の審議については個人情報に関する情報は伏せてご審議いただくことで、公開にするということによろしゅうございますか。

(笹川委員)

いや、どうなのでしょうね。いずれにしても今回の陳述というのは、大事な部分ですし、個人情報云々よりは、やはりこれだけ公の問題に対して課題もあるし、非公開にする意味合いと比べると、私は、公開にすべきというふうに思います。

(議長)

他にご意見ございますか。おそらくですね、個人情報云々というのは、その後の議案の審議のときも同じだと思いますが、要するに名前だとか具体的なものを言わないで審議をしてほしい。縛りがない方が、自由に発言ができるということでしょうか。

(笹川委員)

個人の情報というのは、たとえば、法人の情報も個人なんだっけ。

(事務局)

たとえば、関係者の住所、氏名とかですね、あるいは参考資料の中に記されている個人のお名前とか、あるいは意見陳述の際の個人のお名前とかですね、個人情報が出る恐れがあるということです。

(笹川委員)

ならば、陳述される方に、個人に事前に言っておけばいいんじゃない。

(星名委員)

いいですか。資料は配られるんですか。資料は傍聴の方には配られるんですか。

(事務局)

資料は、傍聴者の方には議案は配布されます。参考資料については配布いたしません。

(笹川委員)

ちょっと注意していただいて、恐れているのはその点だけですか。

(事務局)

そうですね。

(笹川委員)

ならば、陳述者にきちんと説明して個人の名前は伏せるように、個人の名前は言わないようにしていただくのがよろしいのではないですか。

(議長)

そういうご意見のようでございますが、他にご意見はございませんか。主に陳述者側のことなんでしょうから。

(宮坂委員代理者)

法人の代表として、出席されるんですか。

(議長)

法人ではないです。自治会長さんは、自治会長さん。業者側ではありませんので、そういう委員提案でよろしゅうございますか。事務局いかがですか。いいですか。そうするとシナリオと逆になってしまいますので、傍聴人を入場させるということでもよろしゅうございますかね。それでは、傍聴者を入場させてください。

(関係者・関係者の補佐人、傍聴者、報道関係者入室)

(議長)

それでは、事務局から本日の傍聴人について報告願います。

(事務局)

一般傍聴者が6名、報道関係者が4名でございます。

(議長)

通例ですと、この後写真撮影をしますが、写真に写らない方がよろしければ、そのようにしますが、よろしいでしょうか。かまわないということであれば、いつものとおり撮影を許可しますが。

(陳述人)

かまわないです。はい。

(議長)

写真撮影を許可します。

(議長)

関係者の方には、大変お待たせいたしました。ただ今から前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について関係者による意見陳述を行います。それではまず、陳述者の住所、氏名、役職があれば役職を、また、補佐人の住所、氏名、役職があれば役職をお聞かせください。

(西大室町自治会長)

前橋市西大室町の自治会長の萩原明です。1804番です。

(西大室町副自治会長)

同じく、西大室町の自治会の方の副会長をしております鈴木正明と申します。よろしくお願ひします。

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

西大室の産業廃棄物処理場計画を考える会代表の岡野公彦です。よろしくお願いします。

(議長)

ありがとうございました。あらかじめ自治会長の萩原明様から提出されている陳述書が各委員に配られています。陳述書に沿ってその概要の陳述をお願いします。なお、意見陳述時間は概ね15分程度を予定しています。それから、恐縮ではありますが、公開の審議ということでもありますので、個人情報が出てしまうと具合が悪いということがございますので、特定の個人の名前ですとか、住所だとか情報が出ないように、まあ大丈夫だと思えますが、配慮して陳述をしてください。だいたい意見陳述の時間15分程度ということで予定しております。それから、その後、陳述内容について各委員から質問があった場合には、簡単にお答えいただくということにいたしたいと思います。それでは、意見陳述をお願いいたします。どうぞ座ったままで結構です。

(西大室町自治会長)

西大室町自治会長の萩原明です。今日は貴重な時間を充てていただきまして、私どもの発言する機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。今回の計画される西大室町は前橋市の東部にありまして、伊勢崎と隣接する町であります。世帯数は386世帯、人口は1362人の町です。混住社会と言いますけれども、まだまだ自然豊かな歴史ある町であります。そんな静かな町に突然、産業廃棄物の処理施設の新設が発生いたしました。計画される敷地の周辺には多くの史跡、そして文化財があります。そして予定されるすぐ下には優良農地の幹線水路であります大正用水があります。この用水は、赤堀町から新田町に流域する重要な用水であります。そして予定される東には、二子古墳群、そして広い大室公園があります。今はこの大室公園も整備されまして、街の方から多くの人に来ていただきまして、立派な公園になりました。そして南方には、大室小学校があります。この小学校は今市内では、嶺小に次いで小規模な学校であります。しかし、広い校庭、そして立派な校舎もあります。こういう施設が新設されることによって、ますます生徒数の減少が考えられまして、廃校というような心配もあるわけでありまして、町民も非常に心配しているところであります。自治会の事業も年々活発に行っておりまして、今住民と一体となって町の環境美化、そして安全で安心して暮らせるまちづくりを強く進めているところでありまして、このような施設の計画は、こういった活動に逆行するような計画でありまして、町としては絶対に容認することはできません。そして、住民の有志の集まりであります「考える会」が立ち上がりました。西大室町の自然環境の破壊、そして有害物質による実り豊かな田畑の農業の被害、そして交通量の増加によって通学路の問題、そして交通事故の多発など安全が保てなくなると考えられますので、町全体としても非常に関心のある絶対容認できない施設と考えております。自治会と考える会が次の世代にも大切な問題でありますので、事業者に対して説明会を開催するように求めて参りました。5回開催されましたが、住民が納得される説明会はありませんでした。かえって、住民の疑念、そして不安が増す説明会でありました。事業者は説明会毎に安全性には問題がないと説明されておりますが、予定される地形も非常に傾斜地でありまして、この間のような豪雨があれ

ば、絶対に排水は出さない、煙は出さないというような説明であります。本当に立地条件からしても豪雨等があれば大いに心配されることは明確であります。公害の発生の危険性があるわけでありまして、このような施設について、産廃処理施設に詳しい技術者、高い識見のある先生方も、この処理施設、機械は完成されたものでなく、生活環境の破壊、そして公害の発生の危険性があると指摘しております。このように住民の財産、そして生活を破壊するような施設の計画には全く容認できず、全面的に反対するものであります。町の386世帯、その中で888名の反対署名もあります。反対は西大室町の総意であります。委員のみなさんには、ご理解をいただき慎重な判断、そして賢明なご指導をお願いするところであります。よろしく願いをいたします。残る時間、同席されておる考える会の岡野さんも同席されております。時間内での発言をお願いします。

(議長)

はい、どうぞお願いいたします。

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

事業者は、実体のない法人であり、公害防止のための技術力、資金力がなく、中間処理業者としての適格性がありません。電話も契約してないので、地元建設会社を連絡先にしています。これは市の担当者も私たちとの話し合いの中で認めています。説明会の案内もそれを証明しています。最近になって、ヤマ・エンタープライズのホームページに別の電話番号が記載されていたのでかけてみましたが、「お客様の都合により現在通話できません」とのメッセージが流れました。電話料金が払われてないと思われま。取締役が他に2名いますが、説明会に出席したことはありません。これ以外の事業はしてないので、これをメインとしている説明会に出てこないのは大変不可解なことです。社員がいないこと、これまでに1台も低温分解装置は販売していないことを説明会の中で明言しております。もし1台でも売れていればトラブルが起こって、私たちが指摘している問題点について気が付いていたはずで。事業者は、ゼオライザーの制作費を長期間、制作業者に支払っていませんでした。また、扉の部分を作った業者にも工事代金を払わなかったために裁判で訴えられています。このような事業者が、万全の公害防止対策措置が講じられるはずもありません。また、周辺に被害が発生しても全く対応できないと思います。実体のない会社であることを証明できる資料も持っています。事業者は法令、条例を遵守しておらず、地元説明会でも誠実に対応してません。市から合意取得指示のあった際に、1年以上前に死亡した地権者の書類を提出しました。このことは、市の取得指示以前に合意書を取得していたことの何よりの証拠です。前回の都市計画審議会に提出された市の作成した対比表によれば、20年2月から4月までの間、県の手続き中に無届けで実証実験を行っています。その間の試験データを事業者に求めたところ、「何も取ってないんだから出しようがない」と断られました。無届けでデータも取ってないのではただの違法処理になると思います。最近の説明会では、考える会があらかじめ質問書を渡していますが、その中でデータの開示を求めても説明会の場で示されたことは一度もありません。事業者は説明会に配付資料しか持って来ていません。データを示して住民に説明して理解を得ようという姿勢がありません。事業者は説明会を聞きに来た他の町の方を追い返したり、事業者の社

員ではない不審な人物たちを説明会に出席させています。また、本当に事業について周知したいというのであれば、誰に聞かれても問題ないと思います。5回目の説明会で住民から求められたデータの公開と説明の約束は未だに果たされていません。科学的知識のある住民から分解時に発生する物質の分析データを求められて公開して説明する約束をしています。低温分解処理装置には構造的な欠陥があり、公害の発生の可能性は極めて高いものです。リターン方式は、内部圧力が高まって爆発などの危険性があります。発生したガスの放出の必要性は、共同研究者の小嶋教授もはっきり認めています。医学博士の方も前回委員の方々に送った資料の中で同様なことを指摘しています。シャワーリングシステムの洗浄能力についても全く検証されていません。1回では全て洗浄できないことが分かっているので、処理できなくなった分をリターンさせるということですが、どのくらいの量が戻ってくるのか分からなければ、安全なプラントの設計はできないはずで、廃棄物の分解によってどのような物質が生成されるのか分析されていません。最も基本的なことであり、これがはっきりしていなければ、洗浄の効果、活性炭での吸着の効果は検証のしようがありません。本議案は低温処理施設と一体をなすものです。当初はゼオライザーの展示と実演のためと言っていたのにあまり広くない敷地内にコンクリート破砕機を併設する理由について市から指示されたからとしか説明していません。事業者はゼオライザーの設置を主目的としているものであり、コンクリート破砕機の設置は元々計画してなかったことを述べています。事業者がコンクリート破砕機の設置を計画するようになったのは、あまり広くない敷地内に産業廃棄物処理施設を設置するので、そうしないと農振地区の開発許可が受けられないと前橋市から指導されたためと説明しています。前橋市は県がコンクリート破砕機の設置について許可を出したら、群馬県が産業廃棄物処理施設を認めたものだからという理由をつけて、ゼオライザーの設置手続きを進めようと考えています。このように事業者と前橋市は、公害の発生の危険性が高く、住民の反対が強い低温分解処理施設について、群馬県の本件許可を隠れ蓑にして設置を実現しようとしています。原発事故以来、住民の安全性に対する関心は以前より更に高まっています。事業者は事前協議終了までに2回だけしか説明会を開催せず、それも不十分なままで終わってしまい、住民に十分な周知がされてないまま手続きを進めおこなったかと。市が十分に審査をしていなかったことが、今日の混乱の原因と思われる。委員の皆様にはどうぞ慎重な審議をよろしくお願ひします。

(議長)

他はよろしいですか。鈴木さんの方はよろしいですか。

(西大室町副自治会長)

私の方は特にありません。慎重な審議を委員さんによろしくお願ひします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、ただいま関係者の皆様に陳述をいただいたわけですが、ご質問のある委員さんがいれば質問をお願いいたします。だいたい同じくらいの時間を質疑の時間として取っております。

(笹川委員)

それでは今、萩原さんのお話ですと、我々の手元の資料ですと、第5回の説明会を開催したところ、前回の説明会よりも、地域住民の事業内容についての理解が深まったという報告があったというふうなお話は聞いておりますが、今のお話ですと、理解が深まったというにはほど遠いお話だったと思います。いわゆる本事業について、地域の住民の皆様方は5回の説明会をお聴きになって、理解が深まったのかどうか、もう一回、お聴かせください。それからもう一つは、この陳述書の2ページ、3ページですか、事業者は実態のない法人だというふうに書かれておりますが、いわゆるペーパーカンパニーであるとの主張の根拠をもう少し詳しくお聴かせいただきたいと思っております。それからもう一つは、私も議会の再選をされて、初めてここに委員として選出をされたわけなのですが、それで突然、考える会から書類を送りつけられまして、若干、ちょっと戸惑いも覚えたのですけれども、こういう書類をなぜに各委員さんに送付したのか、どういう意図といいたいでしょうか、その辺も併せてお聴かせいただきたいのですが、今、3点ほどお聴きいたしました。お願いします。

(西大室町自治会長)

はい。先程も申し上げましたけれども、5回の説明会が行われました。そういう中で、事業者からの説明には、私も、その機械の山越建設の実証実験等にも立ち会いまして、そういう中で、説明会でおっしゃる煙を出さない、そして排水も施設からは出さないというふうな説明をされるわけですが、実際には実証実験等でもそういうことはできない。煙も出ておりますし、そういうのを私たちも見えておりまして、説明会に来られている方も、事業者の説明には納得できない、そして、実態のない、電話もない、従業員もいない、そういうようなことも地域住民は承知しているわけでありまして、そういう説明会ではただ、出さない、安全性は確保する、そういうふうな説明でありまして、5回の説明の中でもそういうことを繰り返すだけで先程も岡野からも話がありましたように、明確なデータも出しておりません。そういう中で私としても、住民には十分に説明ができた感じは持ちません。かえって、住民は疑念を持つというふうに思っているところでありまして、先程と同じような説明になりましたけれども、そういうことで疑念を持っているところでありませ

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

私達が、この事業者がペーパーカンパニーであるという証拠として、ここに先程説明しましたゼオライザーを製作して裁判に訴えられましたと書きましたけれども、代金支払いを求めた裁判記録があります。これは、ここの鉄工所の社長が、私達の仲間の一人に同様の被害を受けるようなことがないよう、是非、この事業を止めてくれと託されて持ってきました。このポイントは、地元の建設会社を訴えております。なぜかという、鉄工所側の弁護士さんが、ヤマ・エンタープライズが実態がないという証拠の写真、要するに事務所と称するところがただの物置であったりという写真を付けて、建設会社の方を訴えまして、建設会社がヤマ・エンタープライズという会社は実態があるという話をしようとしたのですが、最終的に山越建設が代金を支払う和解をしたという記録になっております。そ

のことが、ヤマ・エンタープライズが実態がないことを証明していると思います。それから、なぜ手紙を送ったかといえば、私達は当初、市に陳情したり、市長に反対署名を届けたりして話し合いをしてまいりました。合意書を撤回した後も話し合いをする機会がありましたし、その前に事前協議が終了したことを知らずに市長に陳情に行き、皆さんの意見は意見として承りますと、ただ、法に則って手続きが進めば許可をせざるを得ないということと言われて、がっかりして帰ってきたり、そして、昨年12月に県にあげられることになった時に、私達が情報公開で取得した資料を見直して、合意書の中に死亡した人が出ているのではないかとということを見つけて、私達が市に直接行っても相手にされないだろうと思っていて、市会議員をとおして打診してもらったらそのことが確かだということで、12月の県の都計審については先送りということになったと思います。その後の話し合いも市としてきました。それでも3月の都計審に合意書が揃ったのだから、書類が整っているので支障がないということで、手続きを進められるということになったので、病むに病まれず委員の皆様の手紙を送って、私達の状況を訴えてきたということでもあります。委員の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしましたし、心苦しく思っておりますけれども、私も数年前に前橋市の認定業者の代表を務めていたこともあります。こういう風評被害等が起きた場合には、西大室の野菜がとか、作物がということではなくて、前橋市全体の問題になります。先程も言いましたように、事業者はそういうことの対応が不誠実な事業者であるという、そういう問題点もありますし、また、私は大室の風の里協議会という農水の事業をやってまして、県外から西大室に来てもらって、農業体験とかをしてもらったり、大室公園を散策してもらったりしております。そうすると皆さんは、感動して帰るんです。ですので、どうしても西大室を守りたいと、そういう思いもあります。そういう、病むに病まれぬ気持ちで手紙を送りました。その辺をご理解いただければ、ありがたいと思います。

(笹川委員)

はい。いわゆる5回の説明会をお聴きしても、まあ理解が深まるというにはほど遠いと。それと、また前橋市さんとの色々なやり取りの中で、本案件について、藁をもつかむ思いの中で各委員さんに書類を送ったということですね。それから、ヤマ・エンタープライズがペーパーカンパニーだと主張しておりますが、このヤマ・エンタープライズの間処理施設の中間報告の中で、弊社4トン車1台と書いてあるんですね。弊社4トンということになると、まあそれなりにダンプだ何だと所有しているということになると、事業所なり、ダンプを置くスペースもあるわけなんで、そう考えますと、ちょっとペーパーカンパニーであるという主張について、若干、ちょっとどうなのかなというような気もするのですが、これはあくまでもヤマさんが出した書類ですから、分かりませんけれども、いわゆる事務所も無い、電話も無い、ただおそらく事業計画事体は億単位の事業だと思いますけど、ちょっとその辺のところは皆目、私には理解できないのですけれども、いわゆる申請したヤマさんが事業主体だと思っているのですけれども、これは違うということになってしまうのでしょうか。

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

先程、山越建設という名前を出しましたが、山越建設と同じ住所のところに登記されております。先程の裁判記録の中でも、実際に動いていたのは山越建設の社員が動いていたということで、山越建設が支払うということになっております。つまり、ヤマ・エンタープライズ自体は社員もいませんし、ダンプ等の車両も持ってありません。

(笹川委員)

持っていないものを弊社という言い方をしているということになるわけですね。

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

この資料の中に写真がありまして、この写真を見ていただければ、事前協議の中で前橋市が会社に訪問していれば、もう実態が無いということが実は分かっていたと思います。それが行われなかったために、本来、あがってくるはずのない案件が県の都計審にあがってきているのだと、私は理解しております。

(笹川委員)

先程、陳述の中であった、本来、我々が頭を悩ませているこの破碎機の問題なんですが、前橋市の指導で本事業に追加して、破碎機の事業をやりなさいという指導があったというふうに陳述がありましたけども、それは何を根拠にそのような陳述をなさったのでしょうか。

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

過去5回の中の2回目か3回目で、「なぜ、事業者はゼオライザーを売りたいのに、敢えてクラッシャーを設置するのか。」と質問したところ、「市の指導で破碎機を付けないと開発許可がとれないからと市に言われたので付けることにした。」というふうにはっきりとその場で答えております。

(笹川委員)

開発許可がでないと、それはヤマの代表が言ったのですか。それは、おそらく議事録が何かには残っているのですか。

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

録音テープの中には残っております。

(笹川委員)

はい、そうですか。分かりました。他の委員さん、どうぞ。

(議長)

他の委員さん、どうでしょうか。

(小川委員)

今、お話を聴くと、一番最初に2008年の11月頃に回覧板で回ってきたときから、ずっと地元の住民の方々は、これまで3年間くらい反対しているということだと思いますけれども、今も笹川委員からお話がありましたとおり、基本的には今、審議にあがっている案件は、がれきの破砕機の案件でして、低温分解施設については、形式的には別のものとして審議にあがっているわけですが、陳述の中にもあったように、地元の住民の方々としては、全体として反対をしていると。今も委員の回答にもあったように、この施設についても一体のものとして地元住民の方は捉えているということによろしいでしょうか。

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

はい、そのとおりです。道路についても、誘導路や進入道路というものが幅員も狭いところとして、10トンダンプがすれ違うにはふさわしくない道路ということもあります。だから、破砕機について、一切反対がないということではありません。具体的に、ここに書いていなかったといえば書いていなかったのですけれども、決して広い道路が進入路として見る限り、指定されている道路が安全な道路であると思っております。

(小川委員)

なるほど。破砕機自体についてもまあ、そういうことですか。

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

はい、地元の住民として反対しております。

(小川委員)

ただ、目的としては、低温分解処理施設の方が主たる目的だというふうに考えているのですか。

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

はい、そうです。このゼオライザーというものは、先程、山越建設の社長が開発したという世界でまだ初めてのシステムでありまして、だからこそ、私達も安全性について非常に不安に思っているのです。ただ残念ながら、リターン方式は安全だ安全だというだけで、データは何も示されておりませんで、前橋市もとりあえずこれは県には関係ないという言い方をして、リターンだから安全だと言っておりますけれども、その辺が非常に心配ですけれども、道路だって十分に広いとは言えない道路を使うことになっておりまして、先程、交通事故ということで、子どもたちの交通事故とかという心配もありまして、そういう点で両方とも反対です。

(西大室町自治会長)

破砕機の件ですけれども、我々が考えられるのは、破砕機については、南に1.5 kmほどのところに城南地区工業団地に大きな破砕施設がありまして、その辺で近隣のがれきの対応は十分できると思いますし、そういう中で距離のないところに破砕機を設置すると

というのは、ゼオライザーの施設が許可を取るためというか、そういうふうなことが考えられます。

(小川委員)

ありがとうございます。そういうふうに関連性があるものと地元の住民の方は思って、全体として反対しているということですが、仮に、形式的に別物の案件として、今回ここで審議されるという、分けて審議されるということに対しては、どのようにお考えですか。

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

あくまでも、法という中でいえばそれはいたし方ないというしかないのですが、ただ、では事業者はどうでもよいのかということをおたちは委員さんに訴えたいと思います。先程から言いますように、色々なトラブルを抱えている。それは、ヤマ・エンタープライズではなくて、もう一つ建設会社の方として重ねても同じ社長、代表者ですのでいいかと思うのですが、裁判で山越建設がやっているとして認定されているのにも関わらず、なぜ山越建設としてやらないのか、その辺の不自然さを感じます。

(小川委員)

ありがとうございます。私からは以上です。

(議長)

他にはよろしゅうございますか。はい、どうぞ。

(森田委員)

ちょっとくどいようですが、やっぱり確認をさせていただきます。多分、大事だと思いますので。失礼かもしれませんが、陳述人の皆さんは住民の代表であって、住民の地域としてのご意見を言っているということによろしいですね。地域全体のご意見として審議会は捉えてよいのかということです。最初にお聴きするべきであったかもしれないですが。

(西大室町自治会長)

はい、前にも述べましたけれども888名のしっかりした反対をされている意思表示の署名があります。そして、説明会を行った中でも同意した者は一人もおりません。はっきり申し上げますけれども、西大室町の総意ということで間違いございません。よろしくお願いいたします。

(森田委員)

続けて、事業者による説明会がございましたけれども、その説明会でだんだん溝が狭まってきているというような説明もありますけれども、むしろ広がってきているというふうにご考慮よろしでしょうか。確認です。

(西大室町副自治会長)

説明会が開催されれば開催されるほど、データが示されていない、客観的なデータがないから不安になります。約束されたデータの公開もされない、そういう中で我々住民の不安というものはどんどん高まっていく、増していく。はい。

(森田委員)

歩み寄るような気配もないということですか。

(西大室町副自治会長)

全くそれはないですね。参加者が一部というふうに捉えられているかもしれませんが、実際はみんな心配しているのですね。でも、行って、会場に行きたいのだけれども怖い。まあ、ちょっと理由は色々あるのですけれども、やはり怖い思いをしているのですね。それで、やはり行きたくても行けない。でも、みんなは心配をしている。とても西大室町にとっては、全住民にとっては、これは本当に一番大事な環境問題とか、健康被害、原発の例がありますからね、そんな状況ですから、決して事業者の説明はやればやるほど不安が全然解消されておりませんので、高まっているような状況です。

(森田委員)

地域全体として反対をされているし、地域住民への説明も十分ではない、全く十分ではないということですか。

(西大室町副自治会長)

全く十分ではありません。

(森田委員)

はい、分かりました。

(星名委員)

一点だけいいですか。

(議長)

はい、どうぞ。

(星名委員)

確認させてください。ここであがっているのはがれきの破砕機についてということですが、地元説明会ではがれき破砕機についての説明がほとんどなかったということでしたが、そういうことでよろしいですか。

(産業廃棄物処理場計画を考える会代表)

ほとんどありません。たった一度だけかな、少し触れられたことがありまして、だから

質問したという、先程のところに繋がるんですけども、でもやっぱり、メインは事業者もゼオライザーを展示、実演して売りたいという思いが前面に出ているということもありますし、ほとんどがそちらの説明です。失礼な話、住民の心配もそこが特に強いので、そういう質問が多いです。

(議長)

いいですかね。はい、それではどうもありがとうございました。事務局の指示に従って、ご退出ください。ご苦労様でした。

(関係者・関係者の補佐人退席)

(議長)

それでは、ただ今から、本日の審議対象であります前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを議案として上程して、審議を行いたいと思います。すでに継続案件となっている案件ですけれども、もう一度、事務局から簡潔に議案の説明をお願いします。

(事務局)

建築住宅課の石山と申します。本件につきましては、何度か事務局からご説明をさせていただいておりますので、簡略にご説明させていただきます。議案書をご覧ください。一枚めくりまして、本議案については、前橋市長からの付議でございます。概要につきましては、裏面になります。前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無についてでございます。概要については、そちらに記載のとおりでございます。本施設は、一日当たりの処理能力が5トンを超えるがれき類の破砕処理施設であり、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、同法第51条ただし書の許可の手続きを行おうとするものです。議案添付図面図-1をご覧ください。申請地の位置を示しております。敷地は前橋駅から北東へ約10.4kmのところに位置しております。次の図-2をご覧ください。申請地から300mの範囲の状況を示しています。赤で示したのが今回の申請地で、黄色で示した住宅が3戸存在します。次の図-3をご覧ください。こちらは、土地の利用計画を示したものです。車輛の出入りについては、搬入は北の市道から、また、搬出は東の市道から北の市道へ出ます。搬出はこちらから、搬入はこちらからになります。次の図-4をご覧ください。平面図と工程図を兼ねております。黄色と緑の矢印で示していますように、がれき類の破砕処理の工程を示しております。図-5をご覧ください。廃棄物処理施設の設置手続きの概要ですが、左上の廃棄物処理施設の事前協議につきましては、平成22年1月21日付けで事前協議が終了しております。中央ピンク色の部分が建築基準法第51条の許可の部分でございます。昨年2月22日に前橋市が申請を受理し審査後、同年11月24日付けで当審議会に付議されています。今後の主な手続きといたしましては、右側の都市計画法の開発許可、この開発許可は、前橋市の開発審査会の議を経ることになります。その後、中央の建築確認申請、左側の廃掃法に基づく施設の設置許可申請が平行して進められ、施設の設置工事、施設の完成検査を

経て産業廃棄物処理業の許可申請となり、最終的に施設の運営開始となるまでには、複数の関係法令の許可申請や検査を経ることになります。以上、事務局からの概要説明となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。本日、先程、関係者から意見陳述をいただきました。これに対する前橋市のご見解を簡潔に、細かなくても結構ですので、もう一度ご意見を頂戴したいと思います。

(前橋市)

前橋市役所の建築指導課長の根岸と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。先程の件につきまして、事業者は実態のない法人であり、公害防止のための技術力、資金力がなく、中間処分業者としての適格性がありませんというこの点につきましては、今回の審議会の中ではなくて、今後の処理業の許可の厳正なる審査に委ねていただきたいと思います。事業者は法令、条例を遵守しておらず、地元説明会でも誠実に対応していませんというこれにつきましては、いずれも法律も守られなければこの施設は稼働できないことになっておりますので、今後も都市計画法、廃棄物処理法、大気汚染防止法、各種防止法の関係法令に適合しなければ、施設は設置できません。それから、地元説明会での施設の説明の周知が図れているかどうか、これが前橋市の51条ただし書き許可の許可基準の一つでございますが、私どもの方では、第4回説明会5月27日、第5回説明会7月27日に公平な立場として立ち会いをさせていただきましたが、私どもが許可基準として求めている内容、施設の概要を地元の住民の方に周知していただくことについては、十分、周知が図れていると考えております。それから、先程のお話の中で、全般的なことでございますが、いずれにしても新商品ですので、今のところは、現時点ではあくまで机上値、シミュレーションでの検討でしかありませんので、現在の段階で、できる、できない、というのはやはり、お互いに意見の相違というものは埋まらないことではないかと考えております。この後、廃掃法の技術的な専門的な厳正なる審査を受けて、設置許可が出て、また都市計画法の開発許可も出て、その後、建築確認が出て、施設ができた後に初めて稼働してみてもデータを測定し、その時になって初めて正確な各環境関係に適合しているかということが判明いたしますので、そのときに満たさない、法令違反なら当然のことながら稼働できないということになります。また仮に、その稼働ができる状態になったとしても、処理業の許可というものがあります。その中でヤマ・エンタープライズのですね、今後、廃棄物処理施設を稼働していくにあたりましての適格性等を厳正に審査をするわけですので、やはり、これも大きなハードルがあるわけですので、今の現段階では、都市計画上の支障があるかないか、この敷地位置が都市計画上の支障があるかないかについて、現時点での審議会の中で審議する。専門的なことまで審議する必要はなく、廃掃法の許可基準の中では、大まかな廃掃法の事前協議は終了していることをもって、今後の廃掃法の各ハードルに委ねたいと考えております。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。かなり、もちろん関係者で意見が異なるような案件でございますが、本日、審議をしたいと思しますので、委員としてのご質問なりご意見をお願いしたいと思っております。どうぞ遠慮なく。

(笹川委員)

じゃあ、すみません。もう一度、さっき、ちょっと聴き取りにくいところがあったのですけれども、ペーパーカンパニーについて、何か委ねてどうのこうのというコメントがありました。もう少しはっきりとおっしゃってください。それからもう一点、この破砕機を作るにあたって、前橋市の指導があったと。いわゆる前橋市の推奨事業になるわけですよ。ということはヤマさんは、元々は、この破砕機の事業はやる気がなかったと、けれども前橋市さんが推奨するからこの事業を付け足したというようなお話だったように僕は認めただけど、この辺についてはちょっとコメントがなかったんですけれども、お願いします。

(前橋市)

それでは、お答えいたします。このスクリーンをご覧ください。左側の一番下の欄ですね、廃掃法に基づく処理業の許可、ここのところで具体的なヤマ・エンタープライズの適格性が厳正に審査されることだと思いますので、廃掃法の手続に委ねたいと考えたという説明をさせていただいたところです。二点目につきましては、私は存じ上げておりません。

(笹川委員)

それは、何課長さんでしたっけ、あなたのセクションでは理解をしていないということでしょう。そうすると今、陳述にあった前橋市の指導でこの施設を云々というのはあたらないと。それからもう一つ、ヤマは、ペーパーカンパニーだと言われておりますが、現状、どのように認識しているのか。それは、あなた以外の人が審査するという話は分かりましたよ。だから、前橋市さんとして、ヤマさんがペーパーカンパニーだと言われておりますが、その現状についてどのように把握をし、調査をしたのですか。

(前橋市)

会社の組織だとか運営だとか経理、向こう3年間の貸借対照表などは全く添付書類には含まれておりませんので、審査はいたしておりません。それから、開発許可に関しましては、私は建築指導課長でございますが、所管の事務でございます。

(議長)

他には、いかがでしょうか。はい。

(森田委員)

確認のようなことですが、県の都市計画審議会としては、法律的にもきちんとして書いてあるとおり、申請されてきた施設についての都市計画上の支障の有無について議論、審議す

ということかと思えます。全くそのとおりだと思いますので、そのとおりやるべきだと十分認識しているところなんです。都市計画上の支障の有無について、どのように判断したらよいかについて、私が勉強した範囲では、各都道府県によってだいぶ違うようなんです。群馬県では、どのように扱われているかということと、もう一つ、今日の参考資料の3ページに前橋市の建築基準法の許可に関する要綱というものがあっていて、これとの関係はどうなっているのかということをお教えいただきたい。これは、県の審議会だから、市の要綱は関係ないということになるのか、あるいは、県は県独自の何かがあって審議すべきなのかどうかということについて教えてください。

(事務局)

はい。県の建築住宅課の石山と申します。建築基準法の方を所管しておりますので、また当審議会の事務局も都市計画課と一緒にやっておりますのでお答えいたします。51条に関しまして、それぞれ都市計画審議会に諮る施設がありますが、群馬県が特定行政庁となって、この審議会に諮る場合には、県の基準で審査したものをあげさせていただきます。前橋市さんも特定行政庁になっておりますので、先程、森田委員がおっしゃいました参考資料の3ページにあります、前橋市の方の51条のただし書きの許可についての許可条件をクリアしたものがあがってきていると理解しております。

(森田委員)

クリアしているということですね。

(事務局)

はい、そうですね。その内容については、前橋市さんの方でお答えできると思いますけれども、必要であればお答えできますが。

(森田委員)

それでは、クリアされている方にお聴きしたいと思います。周知ですが、括弧7に地元の住民等に周知されているということについてはもうされていると。先程、課長さんがおっしゃっていらっしゃいましたのでそうかと思いますが、この周知の意味ですけれども、知ればよいということであれば周知かもしれませんし、合意が得られた場合に周知というのかもしれませんが、どちらで判断されているのでしょうか。

(前橋市)

はい、それについてお答えさせていただきます。この周知と言いますのは、地元の住民の皆さんが合意するとか、理解したとか、そういった意味ではございません。施設の内容を地元の住民の皆さんにお知らせした、周知した、そのような意味でございます。

(森田委員)

少なくとも理解はしていないと。

(前橋市)

理解と言いますと段階がございます。ですから施設の内容を理解した、また、施設の内容は理解したとしてもそれについては合意できないとか、色々な段階がありますけれども、私共としては一番軽い、施設の内容を黙って建てるんじゃなくて皆さんにお知らせしてくださいよと、こういったことを一つの目安としております。

(森田委員)

特定行政庁として前橋市さんは使命を終えていて、そうすると県としては、この審議会としては、こういった基準で都市計画上の判断をすればいいのか、私は私でいろいろ考えはありますけれども、都市計画上と割り切って考えたいと思いますけれども、何か県としての要綱とか基準があれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

(事務局)

県としてのですね、都市計画審議会の方で審議していただく上ですね、上乘せの基準等はございません。

(議長)

もう少し分かり易く言うそうですね、委員が分からないのは、都市計画上の支障があるかないかと言われても、こういった時に支障があると判断して、こういった時にないって判断するか、何かそういった基準を多分。

(前橋市)

これは許可基準が文章化されておりますけれども、まあ言葉で簡単に言いますと簡略化させてもらいますと、都市計画と整合したものであると、これは市の都市計画の中で都市計画道路ですとか都市計画公園ですとか、その他諸々のものがございます。その上にこの敷地位置がラップしたものでないか、邪魔をしていないかどうか、そういう観点でございます。それからその他ですね、学校、病院、公園等の位置関係、その敷地関係からして適正な位置にあるか、まあ離れているかということですね。例えば50mだとかそういう位置に学校ですとか、病院、公園があるかないか、そういうことでございます。それから車両の搬出入ということですが、妥当性ですね、先程、道路の幅が狭いんじゃないかと言われましたけれども、交通量等もございますけれども北側の道路幅員は6.5m、東側は拡幅して5mになりますけれども、こういった意味もございまして6.5mあればですね、片側10トンダンプが通っても何ら問題でもございません。また、交通量に関しましては、実際、測って見たんですけれども時間100台、200台というような交通量はございませんで、今回の施設によりましては時間7台の増加を見込んでおります。一日5、6台程度の増加でございますので、これがすなわち急激な交通渋滞を起こすことはないというふうに考えております。それから、環境公害対策の妥当性でございますけれども、それにつきましては周りを2mの鋼板で囲ったり、緑地を設けたりしておりますので、敷地全体としての対策についてはまず問題ないんですけれども、施設の内容につきましては今後の専門的な技術的な審査に委ねたいというふうに考えおります。それから最後に地元住民等の

周知につきましては、先程、申し上げたとおりでございます。以上でございます。

(森田委員)

だいたい分かるんですけど、今の市の要綱に関する基準であって、県としてはそれに相当するものはないか、あるいはこれを準用するということによろしいですか。

(前橋市)

先程、県の石山次長さんがおっしゃいましたように。

(森田委員)

県の方に聞きたいと。

(笹川委員)

県の方が答えればいいんだよ。

(事務局)

今回の51条の話、先程の繰り返しになってしまうかも知れませんが、それぞれの特定行政庁という立場で、群馬県も前橋市も建築基準法に関しては同じ立場でございます。51条の中で、特定行政庁の前橋市が許可をする前に、県の都市計画審議会の議を経なければならない、そこで答申をもらってから前橋市は許可の判断をするわけですが、そういうことですね、県の51条の審査の要件が上乘せになったりするといったルートにはなっておりません。前橋市が特定行政庁としてこれはもう、付議できるなという段階でこちらの審議会にあがってきておりまして、事務局の方ですね、中身に誤字があったり、そういう訂正はチェックしますが、審査の中の上乗せの条件とかをつけるとか、そういうことはなく、直接上がってくるような状況になります。

(議長)

つまり、都市計画上の支障があるかないかっていう、都市計画っていうのは前橋市の都市計画という理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい、そのとおりでございます。先程の付属参考資料の3ページのところを前橋市の根岸課長がご説明したと思うんですけど、その51条の前橋市が許可する条件の中に、都市計画的な話が入ってまして、既存の集落からは100m離れてなければだめだよとか、学校だとか図書館だとかそういう色々な福祉施設等からも100m以上離れていなければだめだよとか、先程のちょっと問題になっておりました搬入車両で、道路沿線の生活環境に著しい影響を与えないこととか、歩行者自転車の通行を安全に確保できる道路に歩道や路肩が整備されているとか、というふうにずらずらとありますので、これが都市計画上支障がないという具体的なチェックになっていると考えます。

(森田委員)

細かいところまでお尋ねしますが、前橋市の都市計画というのは前橋市決定の都市計画ということですか。

(前橋市)

前橋市の都市計画決定もですね、県が決定する内容ですので、前橋市の地区の中の都市計画も県が決定するということです。

(森田委員)

よく知っているんですけどそんなことは。例えば私が言いたいのは、昔から県が決定している整開保の関係は県が決定しますね。前橋都市計画区域の整開保は、県が決定します。せっかく県場に出てきたんですから、広域の県の都市計画決定の中で、審議するだとか、そういうふうに分かれていけば審議し易いと思うんですけど、それと、先程、市の課長がおっしゃったとおり、都市計画道路との整合性とかってなると一度、都市計画図全部広げて、私なんかは審議したくなります。そういうことをおっしゃると、そういうチェックじゃなくて近隣とのこととなると、前橋都市計画区域全体としてチェックはなされているのかなという疑問ばかりですけど、それと、せっかく県の都市計画審議会に出てきたのだから、何を審議すればいいのかな、まだ未だによくわからない。

(前橋市)

ちょっと、離れるんですけど、大きな最終処分場、斎場ですとか、大きな施設は都市計画決定しなければ建てられないことになっています。そういった大きなものは前橋市にもございますけれど、例えば、最終処分場ですとか前橋市の斎場は、この都市計画審議会の中で決定していただいて、決定しないと建てられません。今、建築基準法第51条のただし書き許可で、一緒に施設を建てるというのは、これ以外の小さな建物について、都市計画決定するほどでもない小さな建物についてどうなんだということで、審議していただいた上で、許可権者である前橋市として許可を出す。こういう手続きの途中で審議会にお諮りしているところです。

(森田委員)

ただし書きだから、多分そういうふうなんだと思いますが。

(議長)

他にはどうでしょう。ございませんか。

(笹川委員)

もう1点聞きたいんですけど、前橋市さん、これは敷地あるでしょ、300m、100mとか。市道のところで自転車での通学なり通勤の方はおられる。

(前橋市)

この道は、通学路にはなってございません。

(笹川委員)

通学路って指定されてないってことであって、日常使ってる方がおられるんですかってこと。

(前橋市)

そこまでは調査をしておりませんが、ただこれだけの範囲の中、300mの中に住宅は2軒しかございませんので、その中に児童、生徒がいるか調べておりませんが、この道を通学路に使うっていうのは、仮にいたとしても1人2人っていうところで、通常の通学路関係については問題ないっていうことで、判断させていただいております。

(笹川委員)

もう一つ聞きたいのは、これは6.5mの道路ですよ。いわゆるこの工場、処理施設の稼働で使うトラックっていうのはあくまでもがれき破碎用のトラックを念頭に置いと。本来もし、ゼオライザーの処理施設ができたとして、それに付随するトラックとかは考えなくてよろしいってことになるの。本来、含めて考えるべきなんですかね。

(前橋市)

それは、当然考えるべきでありまして、その記述に関しましては、事業者の方で落ちがあったと考えております。事業者の申請によりまして、大型トラックに関しましては、ゼオライザー関係、破碎機に関しましては、4トン車で運び入れるということで、台数それを含めて時間7台とかいうことで計画されております。その5月10日の反論書に書かれております台数につきましては、前橋市といたしましても、全体の車両を書くべきだと、そういう評価をしております。以上でございます。

(笹川委員)

じゃあ、何で1日の処理にこんなでかい機械を入れる必要があるの。破碎機の処理能力が1日304トンでしょ。

(前橋市)

それはですね、最初のご説明の時に説明させていただいたと思うんですけども、処理能力というのは最大処理能力を書く決まりになっております。ですから、実際にどれだけ稼働するかっていうのは、今後の事業計画の中で、事業者が決めていくものだと考えております。

(笹川委員)

そうすると、今ご説明のあった台数よりもはるかに増える可能性もあるってことですか。

(前橋市)

その車両に関してはですね、再度、処理業の許可の段階でもう少し詰めた形で審査をさせていただきますことになると思います。

(笹川委員)

だからさあ、今ここでお話になった台数よりも増える可能性があるんですか。イエスかノーか。

(前橋市)

それについては、その時に審査していただくことになっておりますので、今の、あの。

(笹川委員)

可能性があるかどうか聞いてるんだ。できるってことでしょ。

(前橋市)

できますね。

(森田委員)

よろしいでしょうか。先程、審査ってというか評価基準の関係で、この施設は狭い範囲の全体から見れば小規模の施設であるから、市全体への影響は少ないことは理解して、最後にやっぱり、要は地元住民への周知ということだと思います。それについては周知という言葉はどう捉えるかはともかく、ちょっと待っててください、県の課長で。周知ということ、私の委員としての意見では、周知というのはある程度賛同が得られて、理解が得られた状況をいうんじゃないかというふうに私は捉えています。審議会ではなく、私が考えたことです。もうひとつはこの議案が出てきた最初の頃から、地元の声に関する添付資料が付けていただいていたいました。それはなぜか、それはどうしてかということ、事務局が判断されたと思うんですけど、やっぱり、地元との関係で課題があると認識されて付けておられると。最後に残るのは住民への周知ということです。全員が理解、合意するというのはなかなか難しいと思いますが、先程お聞きした陳述をお聞きしていると、地域住民の代表の方が、地域の声として100%とは思わないですが、ほとんどの方が反対されていると思います。今回のがれきと融解施設、区別が難しいというのは地区の方としては当然だと思うので、地域の中で周知ができているとは、私としては、委員としては判断できないと思いますが、いかがでしょうか。できれば県のご担当の課長、県の方からお話をお聞きしたいと思いますが。審議会の資料にもこれだけたくさんの資料が付いてくるといことはやっぱり、それだけ課題として認識されていると考えられますので、ここは最後の議論すべきところかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

(事務局)

これまで3月に付議、審議していただきましてから、6月、10月の2回、継続審議になってきているわけですが、その継続審議の中の継続の理由としてですね、住民への周知

をもう少ししなさいというのがあったと思います。そういう意味では周知は少しずつされていると。それで、先程の陳述のお話を聞きますと、説明をしたから必ずしもわかったよと、なっていないと思いますが、継続の中で説明会を2度、その都度開催していただいて、周知をされていると理解しております。

(議長)

他にはどうですか。

(笹川委員)

1点、ちょっと確認しますが、参考資料の37ページと38ページ、ヤマさんの報告書に関する回答っていうのがあるんですけど、1、2があって、飛んで5になっているんですけど、3と4は。これは記載ミス。

(事務局)

すみません。用意した資料で落丁で、3、4はございます。

(笹川委員)

いつ気づいた。

(前橋市)

審議会のみなさんにお配りした資料に落丁がございまして。

(笹川委員)

いいから、それはいつ気付いた。いつ気付いた。

(前橋市)

これは前回の10月26日の資料にも。

(笹川委員)

何で、ほったらかすの。質問がなかったらとおりが過ぎたわけ。それは誠意の問題。

(議長)

こっちが、もしかしたら落丁しているかも知れませんが、ちょっとお待ちください。

(事務局)

すみません、申し訳ございません。事務の方で1ページ漏らしてコピーをしてしまいました。これは前回の10月26日に提出した参考資料にも1枚漏らしていて、今回も漏らしているということでございます。コピーして、至急お配りします。

(議長)

どうですか。ざっくばらんなご意見をお聞きしたいと思います。

(森田委員)

事務局として、これだけの膨大な資料を付けてこられたということは、先程、県からご説明のあったとおり、地元住民等への周知がなされてきている過程を示した資料として扱ってよろしいのでしょうか。そういうご説明と資料を考えるとそういうことだと思います。もう一つ、住民の代表の方は、溝は深まっている。事業者の申請を通された前橋市の方は狭まっていると。二つの意見があって私はどちらを信用したらいいのか、両方の意見があってまさか間を取るわけにもいけないので、広くなっていると、狭まっているという両方の意見、立場がありながら、県としては周知が進んでいるというようなご説明がありましたけれど、それでよろしんでしょうか。それをお聞きします。

(議長)

同じような審査基準で、県は県の案件で自分で審査する別の案件の時の基準としても同じようなものがあるのではないのか、その場合、周知ということはどう捉えているか。

(事務局)

基本的には、住民の方へのご説明をさせていただいているわけですが、全く賛成の署名をいただいてきてですとか、そういう形までは求めていません。県の場合も周りの人に説明しましたか、いついつまでに説明してこういう人が出てきてくれましたっていう話と、その時に全員賛成だったのでしょうか、というやりとりをして、実は反対の人もいましたとか、ということであればそれもお聞きして、その過程で全員賛成のものを審議会に上げるというのではなく、その説明会をどのような形で開催して、どういう状況だったのかということを経験している中では幸いにも多くの反対というケースがなかったものですから、そういう場合にはどういうふうにも実際には扱うべきか、過去に扱ったのかということは承知はしていない状況であります。

(議長)

承知している範囲ですと、建築の許認可行政で、かつては同意をなるべく取れというような形でやっておったと、役所の方は同意があれば安心でありますし、審議会としては住民がみんな賛成してますという案件と、今回のような案件では必ず判断が違うわけですが、それが要するに法律上は同意は要件ではないでしょ、ということですね、業者の方が損害賠償を設けたりしてきたものですから、そうかといって無視はできないので、事務局としては言いづらいでしょうけれど、そういう機会は少なくとも設けたとしていただければ、同意が無くても同意が必要と書いてないから良いという判断で運用しているって、おそらく簡単に言うとそういうことじゃないでしょうか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(星名委員)

ここで前橋市の検討課題として6月15日の審議会の説明内容として入っているんですけども、ずらずらと書いてあって、本市としては周辺住民の反対意見があるからといって都市計画上支障がないものについて、これを本市が許可しないという判断は許されないと考えています。今のような形の中で出てきているんだと思いますが、最終的にはそれでもこのような状況ですので、本市としては、両者の歩み寄りが図れるよう今後も継続して行政指導していく考えですとおっしゃっている、先程の周知の話を見ると、知らしめたから良いというのではなくて、努力をするとおっしゃってるんですから、そのところは先程の森田さんの触れている部分ではないかと思うんですよね。その辺のとお考えをお教えいただけますか。

(前橋市)

その点につきましては、各法律の関係でいうと今、ピンクのところの51条の許可をやっていますので、この後、開発許可ですとか、特にこの施設は廃棄物処理施設ですので廃棄物処理業の許可申請のところ、当然1, 2ヶ月で許可がおりるわけではありません。環境アセスメントしてしっかりと精査されて、大丈夫だなということを確認できたときに許可書が出て、その後に本当の長い経過がございまして、その間、継続して業者指導して住民の皆さんになるべくご迷惑が係らない形で対応できることを進めて対応していただく、こういう考えであります。

(笹川委員)

このその後の事ってこと。

(前橋市)

はい、全くそのとおりでございます。住民の皆さんのご心配は、こういう施設、迷惑施設でございますので、当然、払拭されていないということは、今の時点でも感じております。しかし、この後の科学的な分析ですとか、技術的な審査を経て徐々にこれが納得されていくことでしょうし、また、それを満たさなければ施設は稼働できないわけですから、そういった意味でできなければできるだけ改善を加えて、その後にまだできなければその施設はボツになるわけでございますので、何ら悪い施設ができちゃってそのまま稼働される心配は全くございません。

(日垣委員)

今、前橋市の方の説明で、ちょっと私も専門的なことは良く分かりませんが、ここでそんなに一生懸命審議なさらずとも、どこかで駄目出しが出るまで時間をかけましようというふうに聞こえてしまうんですね。ここで協議することは別かもしれませんが、先程、森田委員が盛んにおっしゃってる周知ということに関して、一般的な私自身の普通というか、私的な考えからいうと周知の意味合いは先程、森田委員からも分かりやすくご説明していただいて、私になるほどなと思った部分で、何て言いますか、内容を単に、単純にお示ししたことが周知となるのか、住民の皆さんにとって知らされて納得されて周

知となるのかは非常に重要なここは外せない、一番先程からみなさんそこはおっしゃってることだと思うのですけれども、その審議も含めてここで審議するべきではなくて長くかかって審議されれば良いという言い方で、長くすれば良いということでは絶対ありえないと私自身は考えます。

(前橋市)

それは誤解を受けるような説明をしてしまって大変申し訳ありませんでした。法律に基づく内容、これは許可基準は法律に基づく内容ではございませんけれども、言葉の解釈を拡大解釈しますとやはり、大きな縛りが生じます。前回の第158回都市計画審議会の際でもご説明させていただきましたように、国の方からも同意行政はいかんよと通知も出ますので、同意を要件とする内容にできないために理解イコール同意というようなそんな意味合いに取られていただいても困りますので、ということで補足説明をさせていただいたのですけれども、私が直に4回5回出てますので、概要を簡単に説明したというようなもんじゃございません。その間いろいろ地権者の方とやり取りがございまして、これ以上やったとしてもやはり意見、見解の相違がございまして、今言った周知の意味合いの見解の相違もございまして、伝えようとする側と取る側にとって大きな隔たりがあったとしても、仮に裁判の場であったとしてもお互いに埋まらないまま、両者の溝が埋まらないまま決着をつけるという場合もありますので、ただ、振れ幅として周知というのはこういう事なんですよとこうしないと、周知を理解というふうに私が誤解するような説明をしたとすると、理解されるまでこれは事業者としては事業はできないというようになりますので、大きな縛りになりますので、こういった意味からすると全般的に5回説明会をやって、質問書も数回出されてこれだけの事をやっておりますので、今何も現物が無いものについて机上値でシミュレーションですよね、シミュレーションの段階でいくらこの後10回、100回とやったらそれは現物が無いわけですから本当の判定はできないことになります。ですから、前回の158回の審議会で最後の方に県の坂本係長が言いましたように、できてみて計ってみないと実際のところはわからないですよとご説明させておりますので、やはりここまで到達しないと白黒はでないわけでございます。ただ、それでは物はできませんので、できる限り詳細な環境影響調査をしてっていうのが今のステップではなくて、許可を得た後のステップにございまして、その後行政指導できますよということを伝えかけたわけでございます。誤解ありましたこと、大変申し訳ありません。

(田中委員)

本日の議案なんですが、産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無についてということであれば、私は委員としては今までのやり取りを聞きまして支障が十分ある、支障があるというふうに受取ります。ただ、前橋市さんの話を聞いていて市の推奨事業だとか、世界初のものであるならば、この敷地ではないところで前橋市さんがもう少し支援されて、どんどん設置していければ、環境にも良いということであれば、世界初のを前橋から発信していくことはとても良いことではないかなと思います。

(前橋市)

追加の説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。ここに一枚の紙がございまして、平成22年5月10日に群馬県環境森林部環境政策課長さんからヤマ・エンタープライズの社長に出ている一文なんですけれども、群馬の環境新技術新製品の評価会の結果についてという一文でございます。下記のとおり分類しというのは、環境配慮製品のとり分類し、県のホームページ等で県民、事業者、市町村等に情報提供していくことになりましたのでお知らせしますという文面でございます。広報期間は、平成24年度末までとなっておりますので、今現在、県のホームページをご覧になれば、このゼオライザーについて、環境配慮製品だということを経済環境部環境政策課長さんがお認めになったということでご案内されている、こういう内容でございます。

(森田委員)

今のご回答は、田中委員の意見に賛成ということで、それならそれで議事を終わりで。

(前橋市)

今の補足説明は、市で推奨していることではなくて、まだできていない新製品だよ、新製品に関してこのような情報がありますよということで補足説明させていただきました。誤解を受けるような説明をいたしまして、大変申し訳ございませんでした。

(森田委員)

田中先生のご意見に対して、市のコメントをいただきたいのですが。

(笹川委員)

今の課長さんの県の環境なんかって、おそらくそこは机上の提出した書類でのご判断だと思いますから、出した数字がいい加減だったら分かりようがない。どういうふうに判断したのかっていうんだったら、担当者呼んでここで説明してもらっても構いませんよ。それが伝家の宝刀みたいに出されたのは気に入らないけど、問答無用ってこと。

(前橋市)

大変、誤解を受けるような発言をしてしまって申し訳ございません。新製品だってことをちょっと強調させていただいたわけでございますので、よろしく願います。

(星名委員)

新製品だからね、田中委員さんのお話のように前橋市さんでやられたらどうだってお話されているんですよ。

(笹川委員)

市の土地があるなら、そこでね。

(田中委員)

ちょっと、戻っていいですか。都市計画って、ちょっと難しいかもしれませんが、森田委員さんが説明してくださったりしてだんだん分かってきたと思うのですが、昔は都市計画は、紙に色を塗る計画と揶揄されていた時代があります。でも、都市計画っていうのは線引きしたり、色を塗ったりする事ではなくて、そこに人の暮らしがあるわけで、だんだん一般市民の方の意識も上がってきている。計画を考える方もそのように考えているわけですから、都市計画上、そこで生活される方の意見、先程800何人かの方がここでは困るということで、自分の住んでいる地域に迷惑施設ができることは皆さん嫌なことなんですけれども、今回の事に関しては、この議案に関しては、敷地位置の都市計画上の支障の有無ということで、支障がある、支障が十分にあるというふうに判断できるのではないかと思います。都市計画でここは何地域だから問題はないとか、ここはこういう将来になっていくので問題はないということだけでは物事は決めていけない、そこに暮らしている方の意見は、非常に重要になってくるのかなと考えています。

(議長)

大分、何回もやりまして、議長が見ているところでは積極的に支援するという雰囲気ではないみたいなものですね。事務局どうしますか。大分、何回も同じ事をやってもあれでしょうし、審議会ですからやはり何かの結論を出さなければならないと思いますけれども、多少、結論は見えてるなど、そういう気もするのでありますが。

(下保委員代理者)

先程、県の評価会の結果というのが40ページに出ておりますが、その評価会の構成メンバーといいますが、それを教えていただきたいというのがございます。それから、今議論になっておりますけれども、この都市計画審議会に付議されて今回議題の中で建築基準法51条の話の中でですね、先程、県からも市からもご説明がありましたけれども廃掃法ですとか、その他の建築関係、都市計画と法律の審議がされていくという中で、ここでその判断を本当にしていいのか、他のところで内容の議論を、良い悪いをジャッジするところがあるにも関わらずここでそれだけの事をやっていいのかという2つの疑問がありますので、できれば分けていただいて、内容を分けていただいて、やっていただければいいのかなと思います。こういう事を何回かされてきておられますので、都市計画審議会の中でそういう意見も現実にお聞きしているわけですから、そういう中、ちゃんと注意をしてやっていただけたらという付帯決議をしてやっていただけたらと思います。以上です。

(笹川委員)

もう、最後になります、住民の皆さん方、5回も聞いてなぜ、理解が深まらなかったかなあという素朴な疑問も実はありまして、ヤマさんのペーパーカンパニーについてお聞きしたんですけど、本来、今まで私も初めてなったけど、他の議案っていうのはそれなりにしっかりなさっているんですよ。特に、事業主体たる会社がペーパーカンパニーなんだと、しかし、それはおいしいの中でしっかり見ていきますというお話しでしたけれど、本来、こういう事業所を出す資格があるのかどうかと、実は付議の手前じゃないのかと思ってお

りまして、でも、新しい新技術について果敢にチャレンジすることは非常に良いことだと思いますよ。それは誰だって大学の教授が頭の中で考えたことを具体化したことを事業者と一緒にやることは非常に良いことだと思いますよ。それについて、前橋市さんが土地を提供してやるんだというのであれば、それは前橋市の積極的な姿勢というのは高く評価されると思いますけれど、しかし、今回の件で理解が深まらない点は、やはり事業主体たる者のヤマさん自体に問題があったのかな、都市計画審議会に付議された内容、法律的なもので分けすべきだのご意見もありますが、私は正直申し上げて、付議する前の問題だと、もう一回差し戻して1からやり直しをして、もう一度上げてもらったらいいのではないかなと思うんですよね。もともと破砕機については主たる事業ではないのですから、主たる事業の方をきちんと説明してお進めになって、付属する破砕機をもう一度出せばいいのではないかなと思っております。

(星名委員)

色々、議論を聞いている中で、事前協議があって、事前協議が終わってここに出てきた。一般的にいうと、大体、審議会というのはそこであがってきた部分についてはしゃんしゃんとなるような雰囲気もあったかと思います。それがこういった形で色んな資料がでてきた。我々、選挙に出るときもそうですけど、事前の審査をしてですね、ポスターもちゃんと作りあがって、本番当日は、出て行ってポンとやって、後はくじを引いてそれ飛び出せとやっているから始められると、それが、ここにきて、色んなことが出てきた事に関して、それはそっちに置いておいてポスター貼りますよとはできない。ある意味では、審議会にくるまでに十分に時間があって、本来であれば、そのところを詰めておいてもらいたかったなというふうな気がするんですね。前回の時に原田委員さんが、これは、この先に廃掃法の方で手続をしてもらってからすれば良いのではないの、とお話しがありました。そんなお話しだったと思いますので、笹川委員は差し戻しとお話しされましたけど、今の時点で、このままちょっと置いておくのはおかしいのかもしれないけれども、そちらの方が進んできた時点で併せてやってもいいのかなと、そんな思いもしております。

(議長)

それでは、様々なご意見をいただいておりますので、事務局、取りまとめていただけますかね。

(事務局)

今、星名委員さんからもこのまま置いておくのもご意見もあったわけでございますけれど、地元の皆さまの非常に心配なされることはこういった産廃処理に限らず付きまとう問題ではございますけれども、今の話の中で確かに低温分解処理施設については、地元の方もそうですし、委員の皆さまもご心配されている部分があるということでもありますから、がれきの破砕施設は、概ねこれまでの何回の審議の中で異議がないというふうに私は理解をしておるところですけれども、仮にこれから申し上げますような、低温分解施設については、今後の様々な廃掃法等の手続等を経ますから、その都度、公害問題が起こらないよう慎重かつ厳正に審査を行っていただいく上で、がれきの破砕施設については、都市計画

上支障が無いという決議をしていただければと事務局としては考えております。よろしく
お願いします。

(議長)

この審議会というのは、やはり、権威ある審議会だと思しますので、議長としてもでき
ればあまり、いづれにとっても極端な結果が出てしまうよりは先程委員の方からご指摘が
あって、どこかでソフトランニングみたいなのが図れた方が良いとは思いますが、そう
は言っても建築の許認可行政の一環としての手続でありますから、あまり我々が判断を保
留してですね、もうちょっと経って考えようというのはいかがかと思っております。議長
からの提案ではありますが、賛否については別として、今のような形の課長から出ました、
前回も出ましたけれども、要するに、がれきの破碎施設について都市計画上支障が無いと
認めるかどうか、もちろん全く付帯意見を付けないということではなくて、仮に支障が無
いとしても低温分解施設について公害なんかが起こらないように慎重かつ厳正に、十分慎
重のうえに慎重を期して関係許認可処分を行っていただきたいと付帯意見を付けてです
ね、支障が無いと、答申をするということについての先生方のご意見を聞いて、やはり支
障があるというご意見であればそれはそれで仕方がないと、審議会の判断でございますか
ら、そういうふうにしたいと思うのですが、いかがですか。

(議長)

反対も無いようでありますので、採決をしたいと思います。
事務局の方は、採決の仕方、方法は何かご意見ありますか。

(事務局)

委員の皆さまのご意見が自由に意思表示ができるということで、無記名投票でどうかと
提案させていただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

(議長)

どうですか、もちろん挙手でも何でもかまいませんが、色々こういう微妙な問題ですか
ら、事務局の方は無記名投票にして丸をつけてもらった方がいいのではないですかという
ことですが。

(笹川委員)

それなら、挙手で構わないです。
それこそ、無記名にするか挙手にするか採決をとったらどうですか。

(宮坂委員代理者)

付帯意見の内容については、議長からご提案されたような環境に十分配慮するというよ
うなことでおさえておくということでしょうか。

(議長)

十分配慮というよりか、低温分解施設について、公害問題がおこらないよう慎重かつ厳正に審査のうえ、関係許認可処分を行うよう要請するという案であります。もちろん、これじゃなきゃ駄目だということではありませんで、先生方からもっと他にということであれば付け加えます。

(宮坂委員代理者)

参考資料の3ページのただし書き、16条の両括弧7のところですが、当該計画の地元住民等への周知という部分なんです、当該計画というのが、どこでどういったものがコンプライトされているのかっていうのが、実は曖昧で明確にされてないですね。やっぱり、何をベースに是非を議論するか、やっぱり計画がきちんとある時点で定められている、その内容について皆さんが了解し、理解し、行政側としては周知したという形になるんじゃないかと思うのです、付帯意見に当然されていることなんです、今一度、周知、確認されることというのを若干付け足していただければと思うのですけれども。

(議長)

これは事務局は、先程来出ている、ここでいう形式的に当該計画というのは、がれきの破碎施設のことという理解ですよ。

(事務局)

そういうふうに考えています。

(宮坂委員代理者)

計画には1から6まですべて包含した内容でなければいけないということですよ。コンプライトすべき計画の内容がきちんと1から6までの内容を踏まえてクリアしているか、そういったところを、今、明確になっているかどうかというのは、当然そうになっているでしょという前提でやっているの。

(笹川委員)

だから、私は先程ダンプの交通量もお聞きしたんだけど、最初の話と要するにのりしろがあるわけでしょう。その、のりしろの部分がはっきりもしないのに、じゃあ、ただし書き許可の4と5について間違いなくいいのですかという話になるとまた別の話になるわけですよ。私は何度も申し上げますけど、この計画というのは一度元に戻した方がよろしいのではないですかというふうに申し上げております。自信をもって我々の審議会でいいのではないですか、付帯意見を付けたからいいのではないですかと言われても本当にそうかなと、全体像があまりにも見えなさすぎる。ただ、がれきだけなら構わないですけど、がれきだけの事業じゃないところが、あくまでもがれきは付帯条件みたなもので主たる事業じゃないんですもの。法律上、がれきだけやってくださいという、そこら辺に私たちも矛盾を感じていますよ。だけど、今言ったのりしろの部分がただし書きのところでは解決できない。

(議長)

まあ、付帯意見として付ける一つとして、低温分解施設の公害の許認可について、十分慎重にやっていただきたいということが一つと、何らかの形で文章表現はご一任いただいて、今後とも地域住民の理解を得るような、十分な説明をしていただきたいような主旨の説明を付けると、がれきの事を周知徹底してと言ってもしょうがないわけでありまして、おそらく計画全体を主として低温分解の方も含めて今後とも周知徹底させる。ただ、周知してないという前提で賛成というのはおかしな話なんです、ただ、場合によると笹川先生からご指摘があった交通量のあたりについても特別な注意を払って、そういう理由を付けて同意をするという場合もあると聞いておりますので良いと思うのですが、そういう2つの、主として住民の方が一番心配している低温分解施設について厳正な審査が行われて、万が一公害垂れ流しなんかにならないように、慎重に審査をしていただきたい。当然、先程来出ているペーパーカンパニーであるということについては、業者としての認可をする上での検討事項にもなるということで、徹底してやっていただきたいということと、かなり住民の多くは反対ということでもありますから、それについて十分な説明を行政として今後とも理解を得るよう努めていただきたいという主旨の付帯意見を付けて、がれきの施設の敷地位置については都市計画上支障は無いということについて採決をしたいと思いません。採決の方法であります、挙手でもいいんでしょうけれども提案もありましたので、投票だと困るということもないでしょうから、投票ということにしたいと思えます。事務局は準備をお願いします。

(小川委員)

最後に1点、一つだけ確認したいのですが、がれきの破碎施設に関して、周知というか、今日の先程の陳述の内容では、がれきについても住民の方々も問題があるというふうに思っていたりとか、それについて5回の説明会の中では1回話に出たかどうかという話だったかと思うのですけれども、がれきの破碎施設についても周知というのは、市の方の考えだとクリアしているということによろしいのでしょうか。

(前橋市)

私共、4回5回と説明会に立ち会いまして、がれきの破碎施設の説明も事業者はいたしております。

(議長)

それでは、投票用紙を配ってください。

(事務局)

それでは、投票用紙をお配り申し上げます。用紙には、第1号議案前橋都市計画区域内産業廃棄物の敷地位置について、支障あり、支障なしというふうにございますので、どちらかに丸をお願いします。その後、回収して集計をするということになります。

(投票用紙を配布)

(森田委員)

すぐ回収ですか。

(事務局)

はい。

(投票用紙を回収)

(議長)

では、見やすいところで集計してください。

(事務局)

それでは、結果について発表します。支障あり 6 票、支障なし 2 票でございます。

(議長)

はい、ありがとうございました。ただいま、発表がありましたとおりの結果でありまして、本案については都市計画上支障ありという意見にさせていただきます。そこで、支障があるという場合にですね、前橋市に回答するときに、こういう点で支障があるとまとめて回答する必要があるようであります。議長からのご提案であります、第 159 回群馬県都市計画審議会参考資料の 3 ページをご覧になっていただきたいのですが、この都市計画審議会が本来審議すべき事項に関連して支障があるということでない、全然関係ないことで支障有りというわけにはまいりませんので、この 3 ページに書いてあるのが、先程来、説明を受けいている前橋市の許認可の際の基準と、これに該当するかどうか見ていきますと、関係ありそうなのは 6 項ですが、景観、環境基準、大気保全、水質保全、土壌保全、騒音、振動、地盤沈下、いわゆるこれらのことですね、これらに係る関係法令に抵触しないこと、及びこれらについて十分な配慮がされていることとありますから、当然、公害だとか環境について十分な配慮がされておるという前提であります、どうもこれは不十分ではないのかと、配慮が足りないのではないのかってというのが一つあるのかなと、これはここは議論のあるところでありますが、審議会の意見とすると二つありますが、当該計画とすると関連した一体の計画ではないのかと、それについて周知という日本語の意味は色々ありましようけれども、十分意思の疎通というのでしょうか、同意とまでは言わないまでも住民の理解が得られてないのではないのか、あるいは手続の進め方としても事前協議を経て出てきておりますが、事前協議だとこのような人が同意したとかなっておるんですが、それがあんまり反対が多いということでもありますから、そういう手続き上もやや勘案すると、許可基準に該当しないというよりか、審議会とすれば不安がある。確信を持って大丈夫ですよと言えないと。こんなような趣旨かなと思うのであります。それらの文章の取りまとめは、議長と事務局にご一任いただいて、こういうことで 6 対 2 という票でありましたが、支障ありが多数を占めたということで前橋市長さんにお答えするというところでよろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

ありがとうございました。以上で、本日の審議の議案は終了いたしました。委員の先生方は残っていただいて、傍聴人、報道関係者におかれましては、静粛な傍聴にご協力いただきまして、ありがとうございました。事務局の指示に従って退場してください。

(傍聴人・報道関係者の退室)

(議長)

それでは、またすぐに次回があるそうではありますが。

(事務局)

次回の160回には案件がありますので、来月には開催したいのですが、事務局の会場の都合で12月20日、21日で案としてあげさせていただきたいのですけれども、よろしく願いいたします。

(議長)

20日と21日という案が出ました。全員一致とはなかなかいかないでしょうけれども、20日、差し障りがある委員の先生いらっしゃいますか。

(議長)

森田先生が駄目ですね。

(森田委員)

時間は1時くらいからですか。

(事務局)

はい、1時半を予定しております。

(議長)

21日どうでしょう。21日、差し支えのある方。

(議長)

いずれもお一人ずつ駄目ですね。

他の委員さんの方どちらでも大丈夫ですか。

(笹川委員)

どちらでも大丈夫ですよ。

(議長)

どうでしょうか。

(事務局)

ご意見を伺いましたので、また本日は、欠席の委員の方もいらっしゃいますので、改めて調整をさせていただきます、ご連絡いたします。

(議長)

議長の仕切りも悪かったんだと思いますが、4回に渡ってご審議いただきました。本当にご苦労さまでございました。ご迷惑をかけて恐縮でございます。

(閉会：15：45)

(議事録署名人)
